特　記　仕　様　書

第１　工 事 名：庁舎A棟衛生器具等改修工事
第２　工事場所：航空自衛隊市ヶ谷基地（東京都新宿区市谷本村町５番１号）
第３　工　　期：契約締結日から令和９年３月３１日
第４　工事概要
　　衛生設備等の老朽更新
第５　一般仕様
１　一般事項
　本工事の施工は、本特記仕様書によるほか、図面、標準仕様書等の定めるところに従い誠実に行う。
　なお、特記仕様書の記載内容は、標準仕様書等の記載内容より優先する。また、これらに定めのない事項については、監督官との協議によるほか、以下の基準類により実施する。
（１）設計基準類
　　建築設備設計基準（令和６年版）
（２）積算基準類
　　公共建築工事積算基準
（３）標準仕様書等
　ア　公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和７年版
　イ　公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）令和７年版
　ウ　公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）令和７年版
　エ　公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）令和７年版
　オ　公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）令和７年版
　カ　公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）令和７年版
　キ　公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）令和７年版
　ク　公共建築工事標準書式
（４）その他基準等
　ア　本工事の実施に当たっては、適用を受ける関係法令等（条例を含む。）を遵守し、材料の選定、品質性能の確保、工法の選定、検査等を行う。
　イ　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築工事監理指針」、「電気設備工事監理指針」及び「機械設備工事監理指針」は、公共建築工事標準仕様書（建築工事編）、（電気設備工事編）及び（機械設備工事編）に従って工事を進める際の参考資料とする。
２　入門手続等
（１）受注者は、基地の中で工事を行う場合（打ち合わせのための来基を含む。）、区域への立ち入り及び行動（出入門手続、火気取扱い及び写真撮影等）は、基地の規定（部隊諸規則）及び監督官の指示を厳守して行うものとし、工事施工地域以外への立入りを禁止する。
　なお、やむを得ず当該地域以外への立入りを必要とする場合は、監督官の指示に従い、所定の手続きを行う。

（2）基地の区域内における工事用車両の通行ルートの安全対策については、受注者において十分管理するものとし、通行ルート、工事施工場所周辺の道路等は、土砂等の飛散による粉じんが発生しないように清掃しなければならない。
（3）基地の区域内の施設等に損傷を与えないよう十分注意して施工するものとし、万が一破損させた場合は、速やかに監督官に報告するとともに、受注者の負担において原形に復旧する。また、第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任において補償する。

3　事故等報告

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督官に通報するとともに、工事事故報告書（様式別示）を監督官が指示する期日までに、監督官に提出しなければならない。

なお、工事現場地域において以下の場合、被害の有無にかかわらず、現場確認後速やかに監督官に報告する。

（1）震度５強以上の地震が発生した場合
（2）台風が通過した場合
（3）特別警報（大雨、大雪、暴風及び暴風雪）が発令された場合（解除後報告）

4　設計図書等の管理

（1）工事図面及び特記仕様書（以下「工事図面等」という。）は工事施工の目的以外に、第三者に対して貸与、複写又は閲覧させてはならない。
（2）工事の一部を第三者に委託し又は請け負わせ、当該相手方に工事図面等を複写させ又は交付したときは、工事図面等の適正な管理について適切に指導する。また、当該委託契約又は請負契約等の終了時に、複写させ又は交付した工事図面等を速やかに返却させ、返却が完了した旨を監督官に報告する。

5　工事関係書類の適正な管理

工事関係書類の作成等を行うパソコンについては、情報の流出対策について万全を期すために、悪意のあるコードから保護する必要があることから、ウイルス対策ソフトを常に最新の状態に維持する。また、ファイル交換ソフトがインストールされていないパソコンを用いるなどの対策を講じる。

なお、工事関係書類は、設計図書、施工計画書等の現場書類のほか、現場代理人等通知書等、本店又は支店で作成する書類の一切とする。

6　施工確認

受注者は、不可視部分となる工事に着手する際は、目視による施工確認ができるよう監督官に十分な機会を提供する。また、写真による施工確認ができるよう記録する。

7　工事現場管理

（1）施工体制台帳等の適正な整備

ア　受注者は、本工事を施工するために下請契約を締結した場合は、施工体制台帳及び施工体系図を作成し、「建設業の許可書」及び契約書等の写し（下請負人を含む。）

を工事現場に備えるとともに監督官に提出する。
なお、提出時期は工事着手前、体制変更時及び監督官の求める時期とする。

イ　施工体系図、建設業の許可を示す標識、建設業退職金共済制度適用事業主の現場である旨の標識及び労災保険関係の標識の現場掲示状況の写真を添付する。

（２）電気保安技術者

ア　電気工作物に係る工事においては、電気保安技術者を置く。

イ　電気保安技術者は次による者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料を添付した電気保安技術者通知書により、監督官の承諾を受ける。
なお、建設業法上の主任技術者と兼任してもよい。

（ア）自家用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第一種電気工事士の資格を有する者とする。

（イ）一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第一種又は第二種電気工事士の資格を有する者とする。

ウ　電気保安技術者は電気工作物の保安業務を行う。

（３）工事現場の管理で特に必要な事項

ア　工事の安全に関しては、次の事項に十分留意し、必要に応じて危険防止のための措置を講ずるとともに、機会あるごとに作業員に対しても注意を喚起し、また、作業の工程ごとに安全に対する検討を行い必要な措置を講ずる等、安全管理を徹底する。

（ア）施工に当たっては、施工条件を工事関係者に十分に把握させるとともに、作業員等に対して安全教育を実施し、安全な作業方法及び安全の点検を徹底する。

（イ）停電作業を行う場合において、主任技術者等は復電時の検電、検相及び電圧等の最終確認を行わなければならない。

イ　立入禁止区域内への立入り及び写真撮影は監督官と協議する。

ウ　既設施設、道路等の保護に十分注意し、万一破損もしくは汚染させた場合は、受注者の負担において早急に補修し、現状復旧する。

エ　事故発生時は、緊急時の連絡体制に基づき、速やかに監督官に報告し、指示に従う。

８　作業時間

（１）本工事の作業時間は、８時３０分から１７時１５分（１２時００分から１３時００分を休憩時間とする。）までとする。ただし、これを超える時間については、監督官と協議の上実施する。

（２）本工事の作業日は、行政機関の休日に関する法律（昭和６３年法律第９１号）に定める土曜日、日曜日、祝日及び年末年始休暇を作業不能日として見込んでいる。ただし、これによりがたい場合は監督官と協議する。

９　工事の区分

本工事の屋内改修工事は執務並行で行う工事である。

10　提出書類等

受注者は次表に示す書類を作成し、遅滞なく提出する。

名　称	提出時期	部数	様　式
現場代理人等通知書	契約日より１４日以内	１部	公共建築工事標準書式
工程表	同上	１部	同上
電気保安技術者通知書	同上	１部	同上
施工体制台帳 施工体系図	工事着手前及び内容変更時は速やかに	１部	監督官の指示する様式
緊急連絡体制	工事着手前	１部	様式任意
使用材料一覧表	材料調達前	１部	同上
工事材料搬入報告書	材料の搬入の都度	１部	公共建築工事標準書式
発生材報告書	発生材搬入の都度	１部	同上
工事写真（アルバム帳）注1	完成後速やかに	１部	Ａ４縦型
完成通知書	同上	１部	公共建築工事標準書式
引渡書	検査後	１部	同上
工事日報	適宜	１部	様式任意
産業廃棄物管理票の写し （A票、B2票、D票）	処理終了後速やかに	１部	
完成図書注2		１部	
監督官が指示した書類	適宜		

注：１　工事写真はカラー（Ｌ判程度）とし、撮影要領及び撮影箇所は国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」最新版によるほか、監督官の指示による。

２　完成図書は、完成図、機器製作図、各機器の試験成績書、取扱説明書及び保全に関する資料（公共建築工事標準仕様書１．７．３）等をファイリングする。

11　その他の工事条件

（1） 本工事は、完全週休２日制工事（土日）試行対象工事である。

（2） 週休２日の考え方

ア　完全週休２日（土日）とは、対象期間の全ての週において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所（現場休息）日に指定し、２日以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。ただし、対象期間の日数が７日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所の現場閉所（現場休息）を行っていれば、達成しているとみなす。また、土曜日又は日曜日に現場作業を行うこととされている場合は、受発中者間で協議した上で、当該曜日に代わる曜日を現場閉所日（現場休息日）に指定するものとする。

月単位の週休２日とは、対象期間内における全ての月で現場閉所（現場休息）日数の割合が２８．５％（８日／２８日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている状態をいう。

通期の週休２日とは、対象期間において、２８．５％（８日／２８日）以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められることをいう。

なお、降雪、出水期、猛暑日等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日

数に含めるものとする。

イ　対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とするが、そのうち、年末年始６日間及び夏季休暇３日間、工場製作のみ期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。

ウ　現場閉所日とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、１日を通して現場及び現場事務所が閉所された日をいう。

（３）現場閉所実績報告書

受注者は、毎月末までに現場閉所実績報告書を作成し、翌月１０日までに監督官へ提出するものとする。ただし、工事完成月については、監督官が指定する日までに現場閉所実績報告書を提出するものとする。

（４）現場閉所の達成状況及び精査

対象期間における全ての週において完全週休２日（土日）が達成できてない又は月単位の週休２日が達成できてない場合は、補正した労務費（公共工事設計労務単価、電気通信技術者、電気通信技術員及び機械設備据付工）、現場管理費及び市場単価等を、請負代金額の変更により減額するものとする。

12　環境保全等

（１）低騒音型・低振動型建設機械の取扱い

本工事の施工に当たっては、工事現場周辺における騒音・振動等の建設公害等をできるだけ防止する必要があることから、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（平成９年建設省告示第１５３６号）に基づく低騒音型・低振動型建設機械として指定された建設機械を使用する。ただし、これにより難い場合は監督官と協議する。

13　石綿含有建材に関する事項

（１）本工事において石綿含有建材を取り扱う場合は、受注者は労働安全衛生法、石綿障害予防規則、大気汚染防止法その他関係法令を遵守し、事前調査結果報告その他必要な届出及び手続きを行うこと。

なお、官側が実施した石綿事前調査の結果については受注者に貸与又は提供する。

（２）石綿含有建材の撤去、加工又は処分に当たっては、法令に定める飛散防止措置を講ずること。

（３）受注者は、関係機関へ提出した届出書類の写し及び石綿含有廃棄物の処理に関する書類を監督官に提出すること。

14　完成検査

（１）受注者は、現場において、監督官及び検査官立会の下に工事目的物とこれに係る仕様書、図面及び工事写真その他関係書類と照合し、工事目的物について合否の判定を受ける。

（２）受注者は、前項の規定の結果、不合格の判定を受けた場合は、速やかに修補しなければならない。また、修補が完了した後に、その合否について再度判定を受ける。

（３）完成検査は、１項又は２項の合格判定、契約書及び仕様書で定める提出書類をもって、工事の完成を確認するための検査を実施する。

15　疑義

受注者は、この契約の履行に当り、本特記仕様書に対し疑義を生じた場合は、監督官を通じて、速やかに契約担当官と協議する。

第６　発生材の処理等

１　発生材の処理

受注者は、工事の施工により生じた発生材のうち、発注者に引渡しを要するものについては、市ヶ谷基地（東京都新宿区市谷本村町５番１号）に運搬し指定の場所に種別ごとに整理の上、発生材報告書を監督官に提出する。

なお、引渡しを要する発生材は、金属類とし、以下のとおり見込んでいる。

形状	数量	単位	備考
鉄屑	一式	kg	鋼製複合パネル

２　産業廃棄物の処理

受注者は、本工事により発生する産業廃棄物を、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）に基づいて適正に処分する。

本工事の施工により発生する産業廃棄物の処分は、以下のとおり見込んでいる。

項目	数量	備考
混廃	一式	コンセント、スイッチ類、その他
廃プラスチック類	一式	ウォシュレット本体 塩化ビニルシート（接着材に石綿含有）
がれき類	一式	大便器、洗面器
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	一式	石膏ボード、岩綿吸音板

本工事契約後、明らかになったやむを得ない事情により、上記によりがたい場合は、監督官と協議する。

３　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律関連

受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成３年法律第４８号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成１２年法律第１０４号）及びその他関係法令によるほか、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達　平成１４年5月３０日）及び建設工事における再生資源の活用について（防整技第７４０５号　２８．４．１）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。

第７　工事仕様

１　共通工事仕様

（１）機器及び材料

ア　環境物品等の適用

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成１２年法律第１００号）に基づき決定された「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」において、「公共工事」に規定される資材、建設機械及び工法等を用いる場合は、当該規定で定められた「判断の基準」を満足するものを用いる。ただし、災害等による影響や地域性等により再生材などで適用しがたい場合において、あらかじめ監督官の承諾を受けた場合は、この限りではない。

（参照）「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」

(http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html)

イ　主要機材

（ア）本工事に使用する材料及び機材（以下「資機材」という。）は本設計図書に定める所要の品質及び性能を有するものとし、再使用品及び再生資材を利用することとしたものを除きすべて新品とする。ただし、仮設に使用する資機材は、新品に限らない。

（イ）使用する資機材は工事の着工に先立ち、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料（製品カタログ、工作図、製作図、試験成績書等）を、監督官に提出し承認を得る。ただし設計図書に定めるＪＩＳ又はＪＡＳの材料で、ＪＩＳ又はＪＡＳのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督官からの承諾を受けた場合は、資料の提出を省略することができる。

（ウ）測量した寸法に合わせて製作を必要とする材料については、承諾願及び承認図を監督官に提出し承認を得る。以後、提出書類等において寸法を記載する際は、承認を得た寸法を使用する。

（エ）使用する資機材は、工事現場へ搬入する日ごとに、工事材料搬入報告書を添えて監督官に報告する。

なお、搬入した資機材は監督官の検査を受けて合格したものを使用する。

（オ）設計図書に記載されている資機材の製造者及び型式（型番）は参考のものであり、製造者を特定しているものではない。ただし、資機材の選定にあたっては設計図書に記載されている資機材の製造者及び型式（型番）と同等以上を使用するものとし、事前に監督官の承諾を得る。

（カ）使用する資機材のうち検査を受けて使用するものは、以下のとおり。

資機材名又は商品名	規格	備考
大便器ユニット	TOTO UTNCBD	連結は改修図による。
洗浄機能付温便座	TOTO TCF5534AE#NW1	貯湯式とする。
紙巻器	TOTO YH191R/L	

洗面台ユニット	TOTO UTNLRE	寸法等は改修図による。
鏡	フリーサイズ大型鏡	寸法等は改修図による。
掃除用流しユニット	TOTO UTNSAA	SK500＃NW1設置とする。
トイレ用パーテーション	コマニー CB-SRX:SRX-SRXフルパネル W860×D1460×H1900	
掃除流し用パーテーション	コマニー CB-SRX:SRX-SRXフルパネル W800×H1900	
トイレ用圧送ポンプ	大和化成 DAP-AC3-SET	汚水配管用
ビニル床	東リ NS4855	
ＬＥＤダウンライト	Panasonic XND1569WNK LE9　150Φ	公共施設型番 LRS1-13

（2）規模及び数量等

工種	細目工種	摘要等	数量	単位
建築工事	1　仮設			
	（1）養生	搬出入経路	75.16	㎡
	（2）養生	施工場所（石綿含有建材含む）	19.88	㎡
	（3）整理清掃後片付け		95.04	㎡
	（4）内部仕上げ足場		95.04	㎡
	（5）仮設材運搬		95.04	㎡
	2　撤去工事			
	（1）ビニル床シート	防滑性複層ビニル床シート等　厚2.0㎜　接着剤石綿含有	19.88	㎡
	（2）鋼製複合パネル		12.02	㎡
	（3）ﾄｲﾚﾊﾟｰﾃｰｼｮﾝ	SKパーテーション含む	6	箇所
	（4）照明BOX		2	台
	3　改修工事			
	（1）ビニル床シート	防滑性複層ビニル床シート等 厚2.0㎜	19.88	㎡
	（2）けい酸ｶﾙｼｳﾑ板張り	壁　厚8.0㎜　不燃　突付け	14.48	㎡
	（3）ﾄｲﾚﾊﾟｰﾃｰｼｮﾝ	洗面隔て板含む	2	か所
	（4）配管用目隠し		2	か所

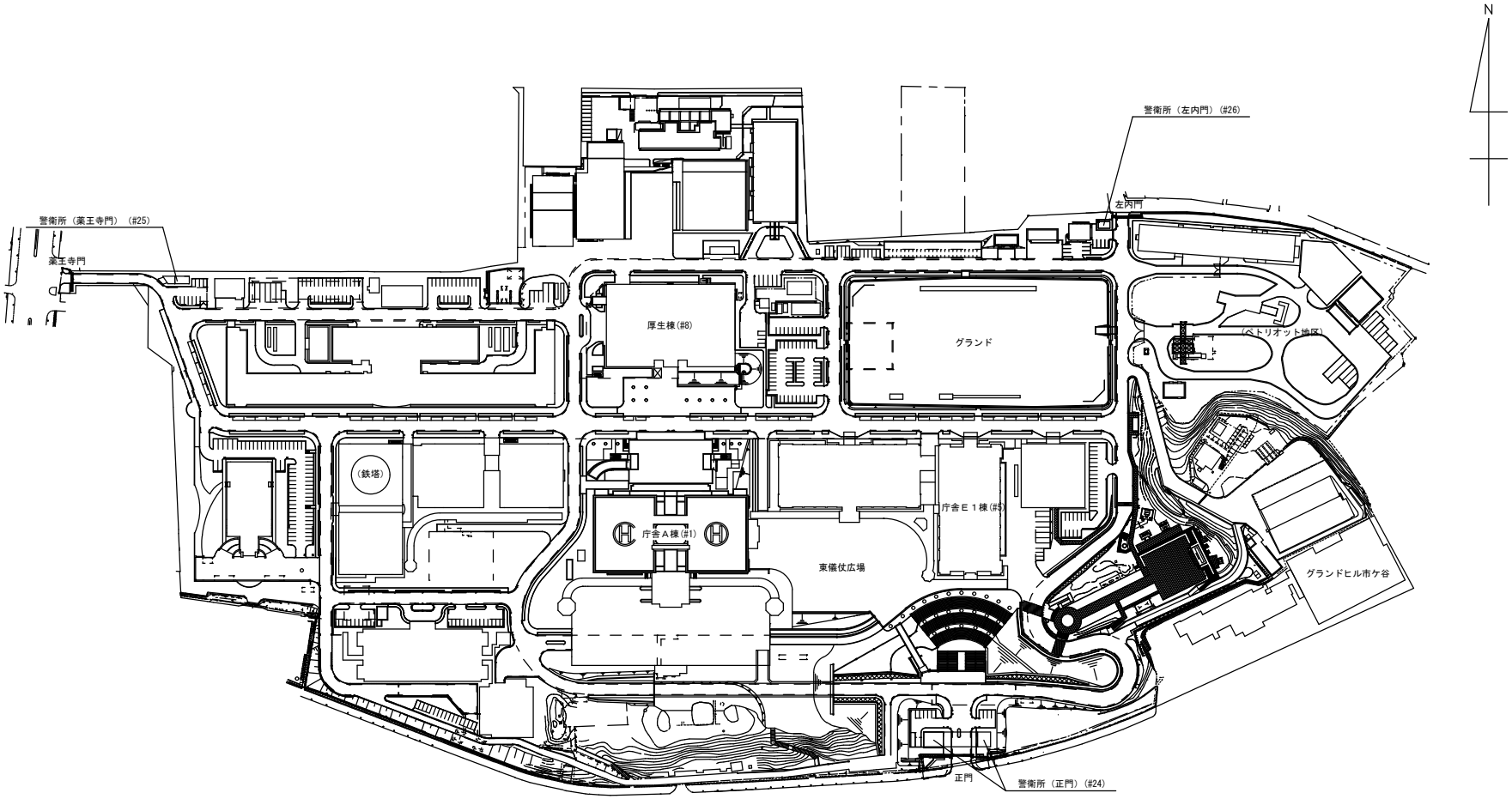
電気設備工事	1　撤去工事			
	（1）蛍光灯照明器具	FL20　ブース天板直置き	4	個
	（2）コンセント	2P15A×1　接地端子（再取付する）	4	個
	2　改修工事			
	（1）ダウンライト	LRS1-13　φ150	10	個
	（2）コンセント	2P15A×1　接地端子（再取付）	4	個
	（3）コンセント	2P15A×1　接地端子	2	個
	（4）コンセント	2P15A×1　（接地極付）接地端子	2	個
	（5）ケーブル	EM-EEF1.6-3C　天井内ころがし	13.2	個
	（6）ケーブル	EM-EEF1.6-3C　ユニット内配線	2.6	個
	（7）ケーブル	EM-EEF2.0-3C　ねじなし電線管内配線	15.8	個
	（8）ねじなし電線管	ねじなし電線管　E25	15.8	m
	（9）防火区画貫通処理	貫通処理　壁　φ25	4	か所
機械設備工事	1　撤去工事			
	（1）衛生器具撤去 （大便器ユニット）	配管取外し含む	2	台
	（2）衛生器具撤去 （洗面台ユニット）	水栓、水石鹸入れ含む	2	台
機械設備工事	（3）衛生器具撤去 （掃除流しユニット）	水栓含む	2	台
	（4）衛生器具撤去（鏡）		2	枚
	（5）配管切断鋼管類	呼び径　20A	6	か所
	（6）配管切断樹脂管類	呼び径　50A	4	か所
	（7）配管切断樹脂管類	呼び径　40A	2	か所
	（8）水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	呼び径　20A	2.90	m
	（9）硬質ポリ塩化ビニル管	VP　50A	2.90	m
	(10) 硬質ポリ塩化ビニル管	VP　40A	2.90	m
	(11) 硬質ポリ塩化ビニル管	VP　25A	8.30	m
	(12) 保温材（配管）	呼び径　25A	8.30	m
	(13) はつり工事	貫通口径32mm	2	か所
	(14) 防火区画貫通処理	貫通処理　壁　φ31	2	か所
	(15) 鏡	配管接続含む	2	枚
	(16) 紙巻器	２連	6	個
	(17) 衛生器具設置 （大便器ユニット）	配管接続含む　施工場所毎	2	か所
	(18) 衛生器具設置 （洗面台ユニット）	配管接続含む	2	か所
	(19) 衛生器具設置 （掃除流しユニット）	配管接続含む	2	か所

	(20) 排水圧送ポンプ	汚水配管用	2	台

2　工事特記仕様

工種		項目	特記事項
建築工事	撤去工事	ビニル床シート	既存接着材には石綿の含有が確認されているため、関係法令に基づき飛散防止措置を講じて既設ビニル床シートを撤去すること。 撤去後の下地については、残存する接着剤、汚れその他新設仕上げの施工に支障となる付着物を除去し、清掃を行うものとする。 撤去に伴い下地に欠損、ひび割れ又は不陸が生じた場合は、監督官と協議のうえ必要な補修を実施するものとする。
	改修工事	ビニル床シート	床仕上材は、JIS適合品又は同等以上の性能を有するビニル床シートとする。 シートの継目は熱溶接により処理するものとする。 受注者は、色彩及び柄の見本を提出の上、監督官と協議するものとする。
建築工事	改修工事	パーテーション	施工前に現地実測を行い、給排水設備、衛生器具、建具等との取り合いを確認すること。 戸当たり、表示錠、戸当り金物、脚金物等はトイレパーテーションメーカー標準仕様とする。
電気設備工事	改修工事	電灯設備工事	天井内の状況を確認の上施工し、他設備との干渉が生じないようにすること。
機械設備工事	撤去工事	衛生設備工事	撤去に伴い下地に欠損、ひび割れ又は不陸が生じた場合は、監督官と協議のうえ必要な補修を実施するものとする。
	改修工事	衛生設備工事	断水や騒音を伴う作業は事前に工程表を提出し、施設管理者の承認を受けて実施する。 衛生器具撤去後に露出する壁・床・天井の下地及び仕上げ復旧は本工事に含む。復旧範囲は美観上支障のない範囲とし、監督官の承認を受けて施工すること。
共通		養生	施工に先立ち、床、壁、天井、設備機器その他損傷又は汚損のおそれのある箇所について適切な養生を行うものとする。
		火気の使用	火気の使用については、監督官の承認を得る。

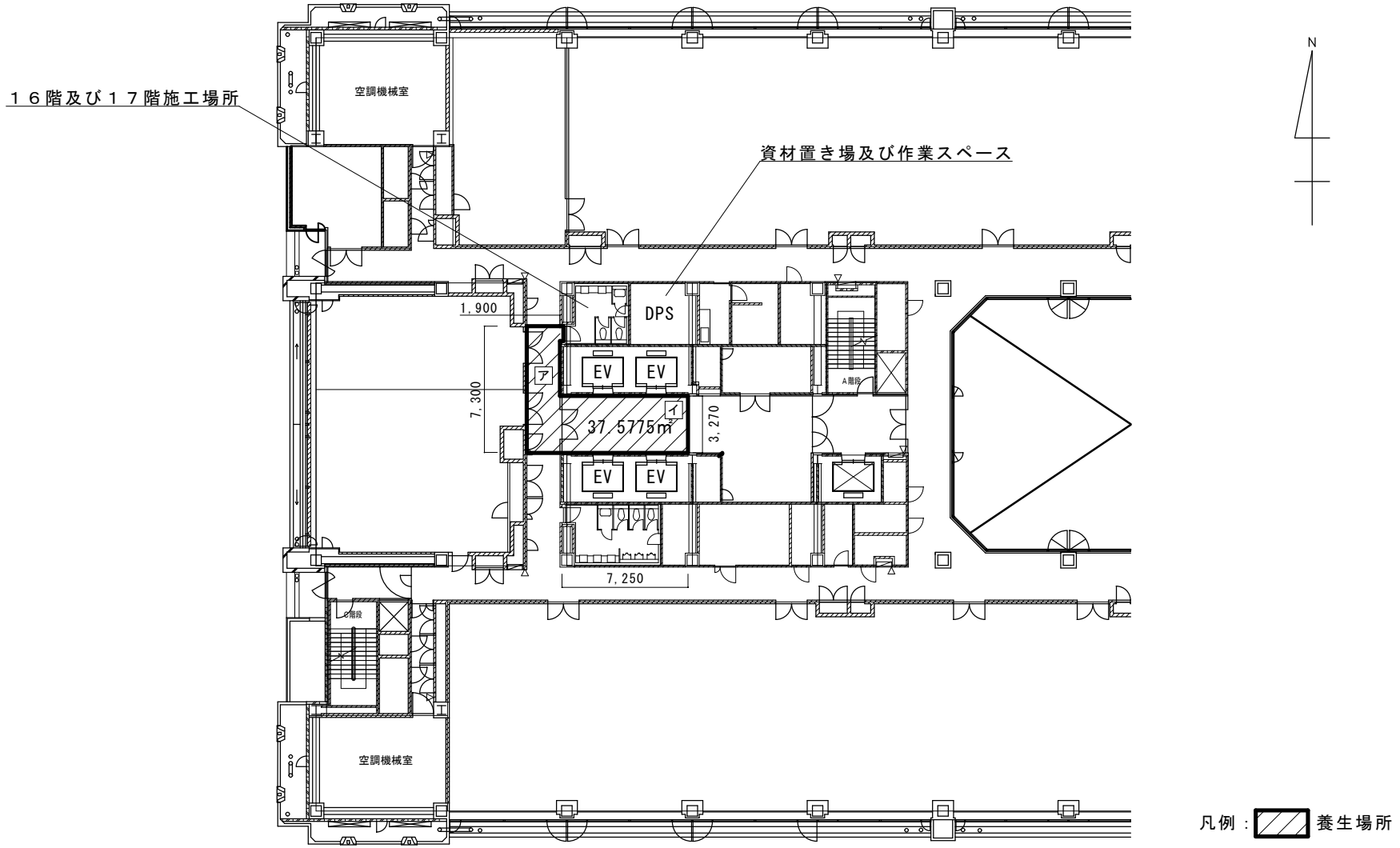
	発生材処理	撤去した資機材については、可能な限り金属類（種類毎）と廃棄物に分解し分別する。
	仮設及び撤去工事、発生材処分	事前の石綿含有調査の結果、既設ビニル床シート用接着剤に石綿の含有が確認されたため、関係法令等に基づき、レベル３建材として必要な養生を行ったうえで、撤去、運搬及び処分を適正に行うこと。
	撤去工事	撤去材等の飛散防止に努め、周辺の施設等に影響を及ぼすことのないようにする。



庁舎Ａ棟１６階（西）、１７階（西）施工場所

「工事関係者以外不許複製」

業務科長	施設班長	係　長	担当者	件　名	庁舎A棟衛生器具等改修工事	図番	1/12
			梶山	航空中央業務隊　業務科　施設班		年　月	令和8年10月

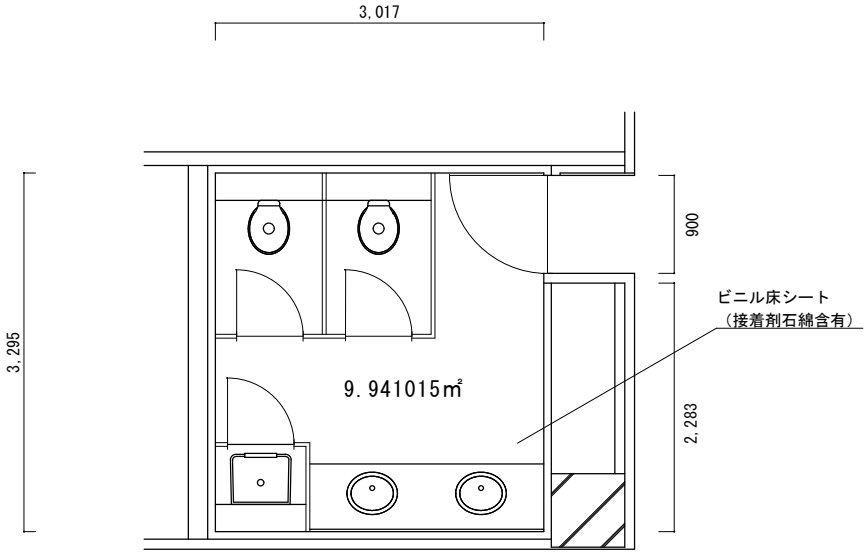


庁舎Ａ棟１６階（西）、１７階（西）施工場所

「工事関係者以外不許複製」

業務科長	施設班長	係　長	担当者	件　名	庁舎A棟衛生器具等改修工事	図番	2/12
			梶山	航空中央業務隊　業務科　施設班		年　月	令和8年10月

内　　容	数量	単位
施工場所養生範囲（3,017mm×3,295mm）×２か所	19.88	㎡
特　記　内　容		
石綿含有調査にてビニル床シート接着剤に石綿含有が認められている。		



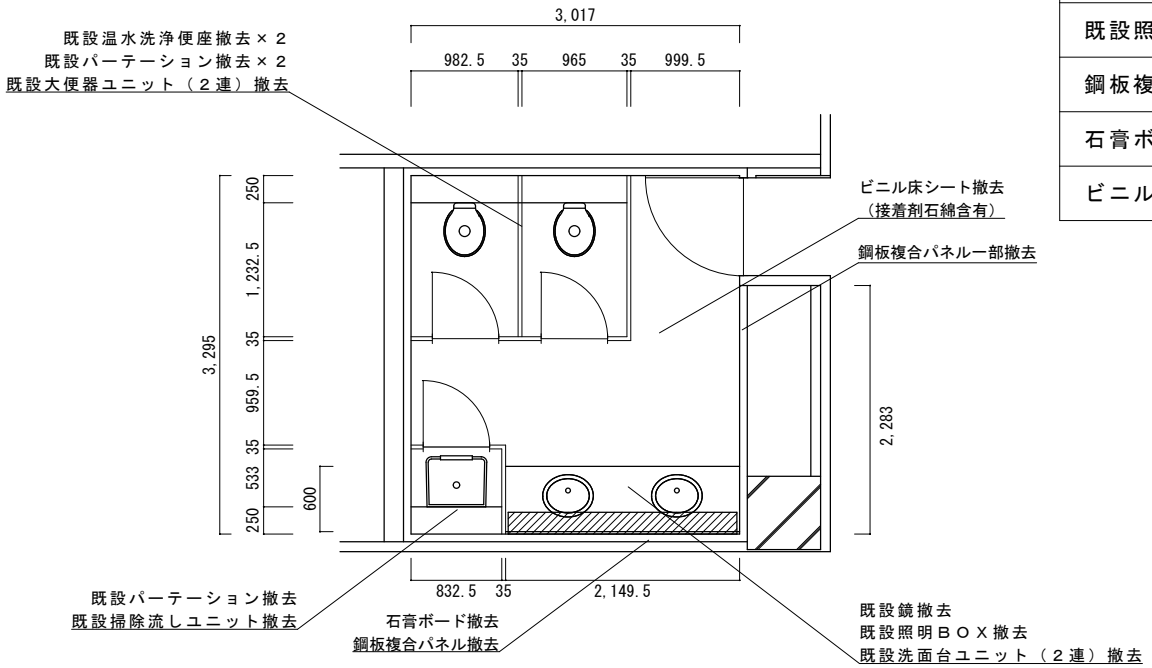
Ａ棟１６階（西）１７階（西）女子トイレ養生範囲平面図

「工事関係者以外不許複製」

業務科長	施設班長	係　長	担当者	件　名	庁舎A棟衛生器具等改修工事	図番	3/12
			梶山	航空中央業務隊　業務科　施設班		年　月	令和8年10月

内　　容	数量	単位
既設大便器ユニット（２連）撤去（再利用しない）	1	基
既設温水洗浄便座撤去（再利用しない）	2	台
既設パーテーション撤去（再利用しない）	2	箇所
既設洗面台ユニット（２連）撤去（再利用しない）	1	基
既設鏡撤去（再利用しない）	1	枚
掃除流しユニット撤去（再利用しない）	1	基
既設照明ＢＯＸ撤去（再利用しない）	1	台
鋼板複合パネル撤去（再利用しない）	6.00	㎡
石膏ボード撤去（再利用しない）	2.67	㎡
ビニル床シート撤去（接着剤石綿含有）（再利用しない）	7.95	㎡

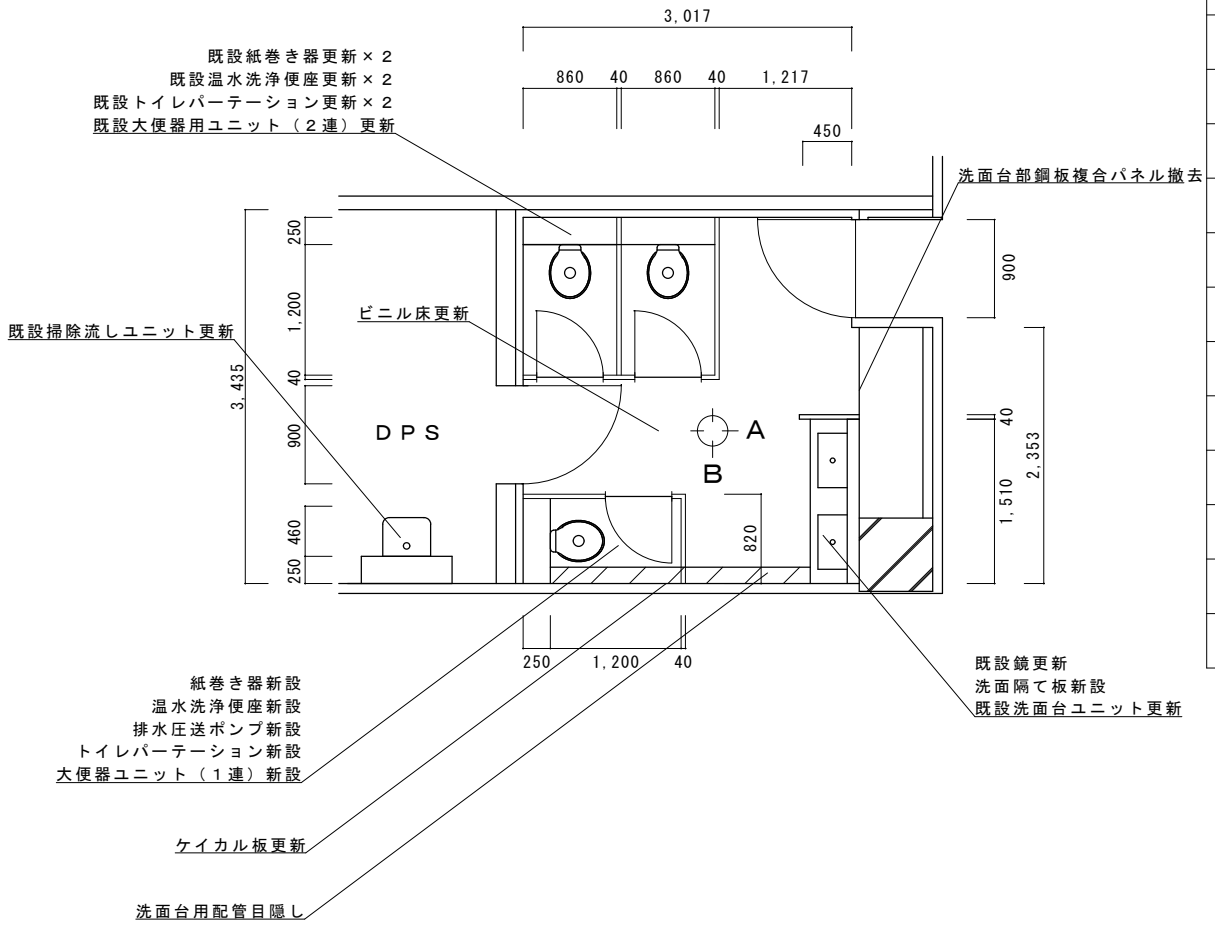
※電気設備については電気設備平面図による



Ａ棟１６階（西）１７階（西）女子トイレ既設平面図

「工事関係者以外不許複製」

業務科長	施設班長	係　長	担当者	件　名	庁舎A棟衛生器具等改修工事	図番	4/12
			梶山	航空中央業務隊　業務科　施設班		年　月	令和8年10月



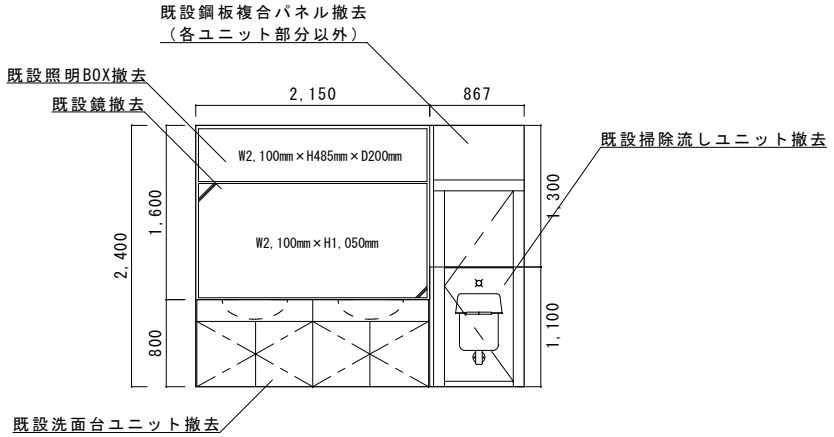
内　　容	数量	単位
既設大便器ユニット（２連）更新	1	基
大便器ユニット（１連）新設	1	基
既設温水洗浄便座更新	2	台
既設紙巻き器更新	2	個
温水洗浄便座新設	1	台
紙巻き器新設	1	個
既設トイレパーテーション更新	2	箇所
パーテーション新設	1	箇所
排水圧送ポンプ新設	1	台
既設洗面台ユニット（２連）更新	1	基
既設鏡更新	1	枚
洗面隔て板新設	1	枚
洗面台用配管目隠し	1	式
掃除流しユニット更新	1	基
ビニル床シート更新	8.63	㎡
ケイカル板更新	7.24	㎡

※電気設備については電気設備平面図による
※既設及び新設配管については配管平面図による

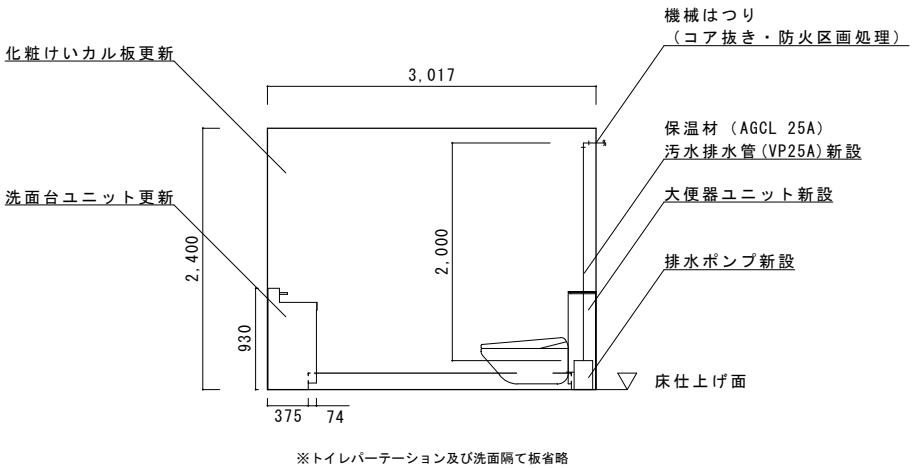
「工事関係者以外不許複製」

Ａ棟１６階（西）、１７階（西）女子トイレ改修平面図

業務科長	施設班長	係　長	担当者	件　名	庁舎A棟衛生器具等改修工事	図番	5/12
			梶山	航空中央業務隊　業務科　施設班		年　月	令和8年10月

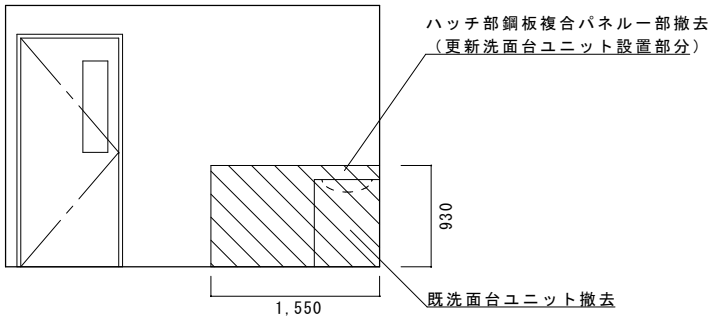


既設立面図Ａ方向

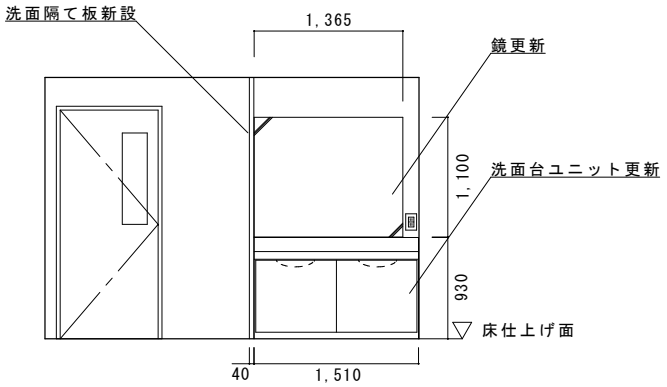


※トイレパーテーション及び洗面隔て板省略

改修立面図Ａ方向



既設立面図Ｂ方向



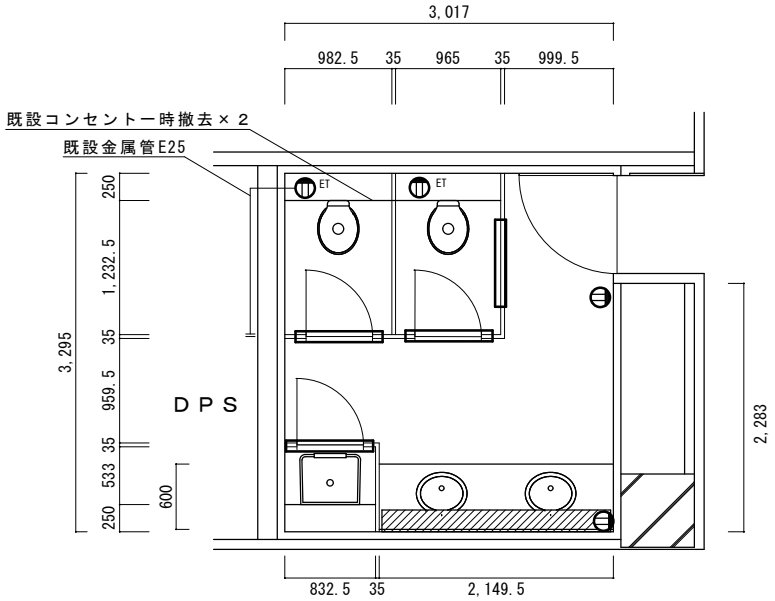
改修立面図Ｂ方向

Ａ棟１６階（西）、１７階（西）女子トイレ既設立面図

Ａ棟１６階（西）、１７階（西）女子トイレ改修立面図

「工事関係者以外不許複製」

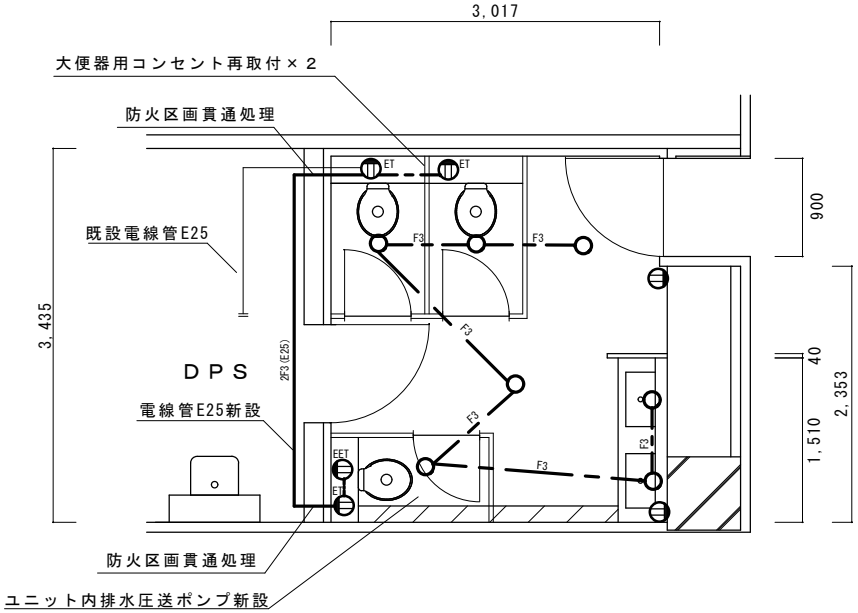
業務科長	施設班長	係　長	担当者	件　名	庁舎A棟衛生器具等改修工事	図番	6/12
			梶山	航空中央業務隊　業務科　施設班		年　月	令和8年10月



凡例

記号	品名	規　格　等	区分	単位	数量
	蛍光灯照明器具	FL20 ブース天板設置	撤去	個	4
ET	コンセント	2P15A×1　接地端子	一時撤去（再使用する）	個	2

Ａ棟１６階（西）女子トイレ既設電気配線平面図



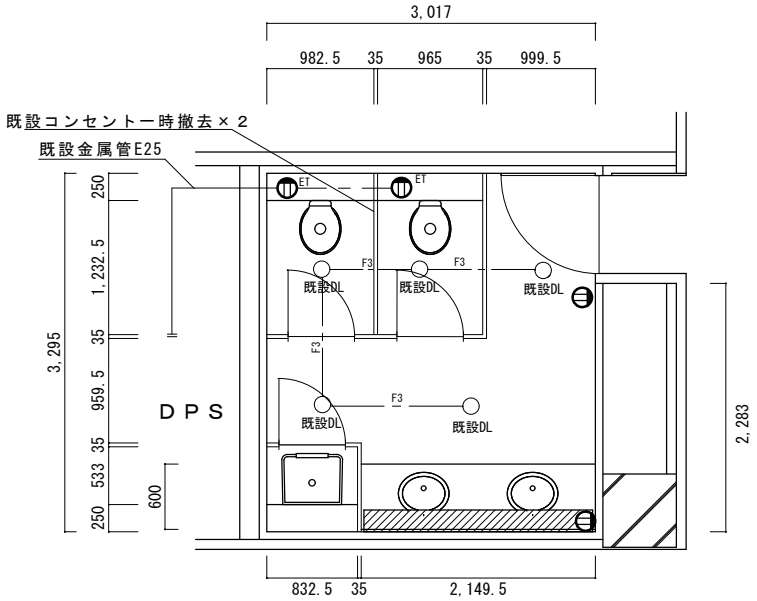
凡例

記号	品　名	規　格　等	区分	単位	数量
	ダウンライト	LRS-13LN9	新設	個	7
ET	コンセント	2P15A×1　接地端子	再取付	個	2
ET	コンセント	2P15A×1　接地端子	新設	個	1
EET	コンセント	2P15A×1（接地極付）接地端子	新設	個	1
F3	ケーブル	EM-EEF1.6-3C　天井内ころがし	新設	m	8.7
	ケーブル	EM-EEF1.6-3C　ユニット内配線	新設	m	1.8
2F3(E25)	ねじなし電線管	E25　EM-EEF2.0-3C	新設	m	7.9

Ａ棟１６階（西）女子トイレ改修電気配線平面図

「工事関係者以外不許複製」

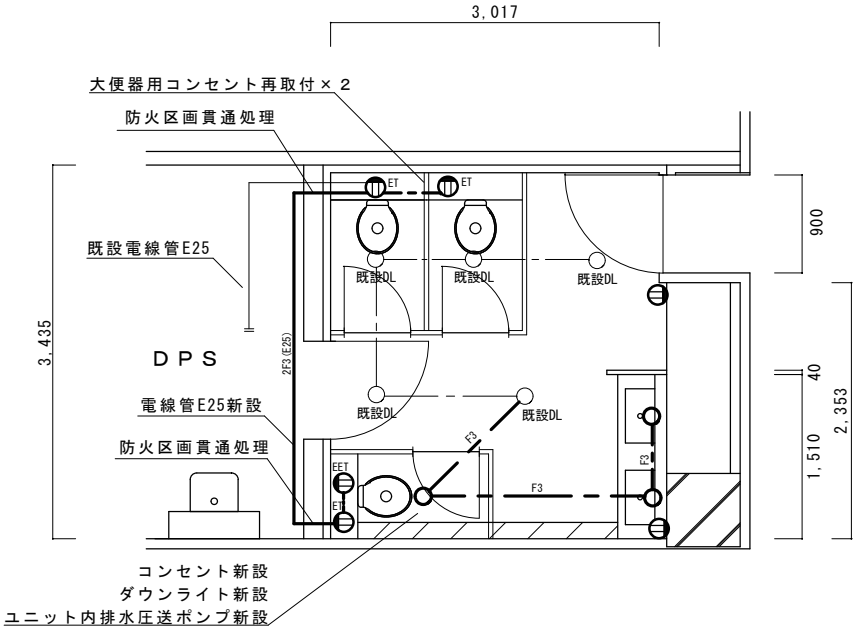
業務科長	施設班長	係　長	担当者	件　名	庁舎A棟衛生器具等改修工事	図番	7/12
			梶山	航空中央業務隊　業務科　施設班		年　月	令和8年10月



凡例

記号	品　名	規　格　等	区分	単位	数量
○	ダウンライト	LRS1-13LN9			
ET	コンセント	2P15A×1　接地端子	一時撤去	個	2
F3	ケーブル	EM-EEF1.6-3C　天井内ころがし			
	ケーブル	EM-EEF1.6-3C　ユニット内配線			

Ａ棟１７階（西）女子トイレ既設電気配線平面図



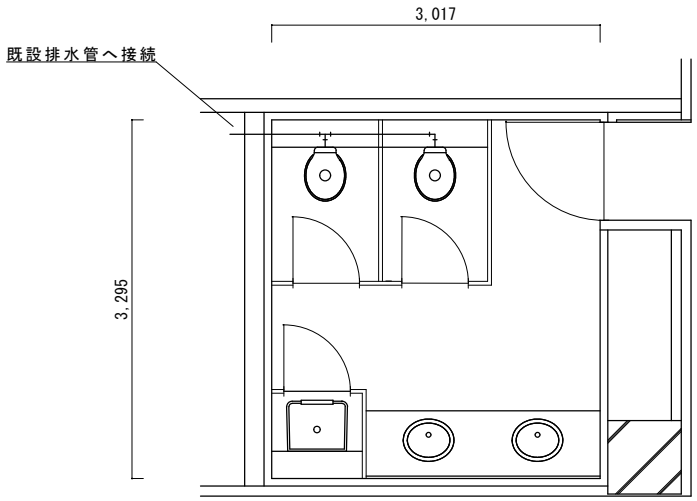
凡例

記号	品　名	規　格　等	区分	単位	数量
○	ダウンライト	LRS1-13LN9	新設	個	3
ET	コンセント	2P15A×1　接地端子	再取付	個	2
ET	コンセント	2P15A×1　接地端子	新設	個	1
EET	コンセント	2P15A×1（接地極付）接地端子	新設	個	1
F3	ケーブル	EM-EEF1.6-3C　天井内ころがし	新設	m	4.5
	ケーブル	EM-EEF1.6-3C　ユニット内配線	新設	m	1.8
2F3(E25)	ねじなし電線管	E25　EM-EEF2.0-3C	新設	m	7.9

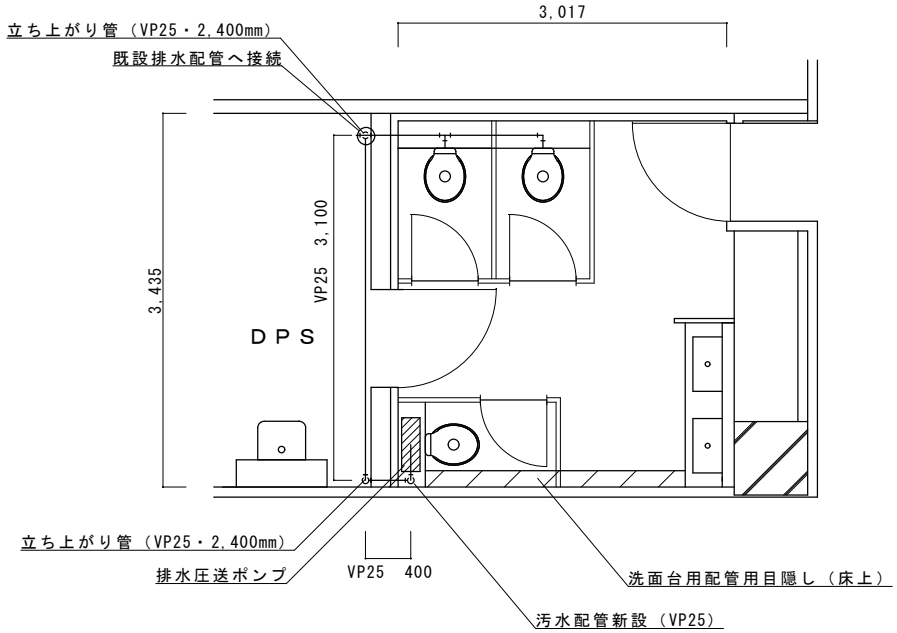
Ａ棟１７階（西）女子トイレ改修電気配線平面図

「工事関係者以外不許複製」

業務科長	施設班長	係　長	担当者	件　名	庁舎A棟衛生器具等改修工事	図番	8/12
			梶山	航空中央業務隊　業務科　施設班		年　月	令和8年10月



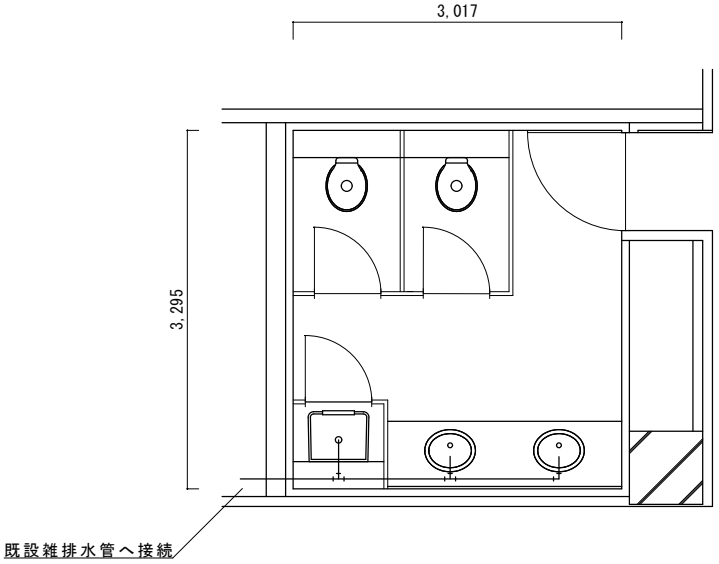
Ａ棟１６階（西）、１７階（西）女子トイレ
既設汚水配管平面図



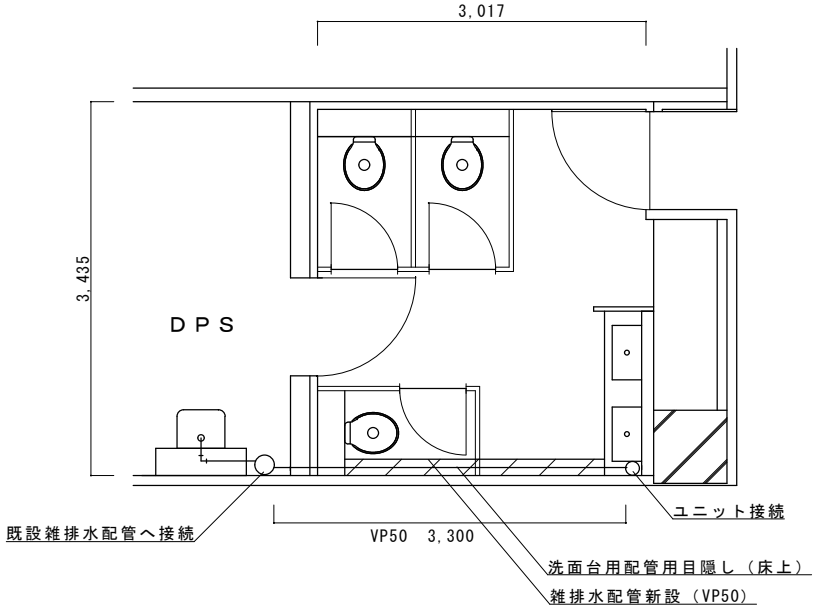
Ａ棟１６階（西）、１７階（西）女子トイレ
改修汚水配管平面図

「工事関係者以外不許複製」

業務科長	施設班長	係　長	担当者	件　名	庁舎A棟衛生器具等改修工事	図番	9/12
			梶山	航空中央業務隊　業務科　施設班		年　月	令和8年10月



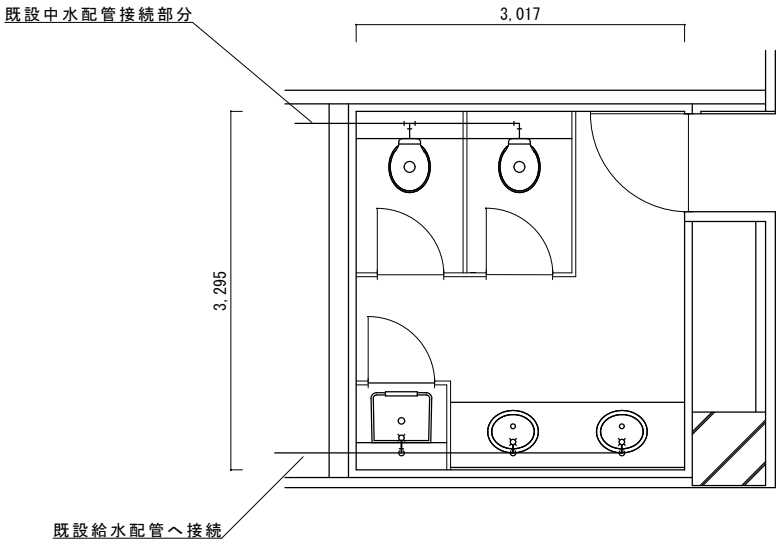
Ａ棟１６階（西）、１７階（西）女子トイレ
既設雑排水配管平面図



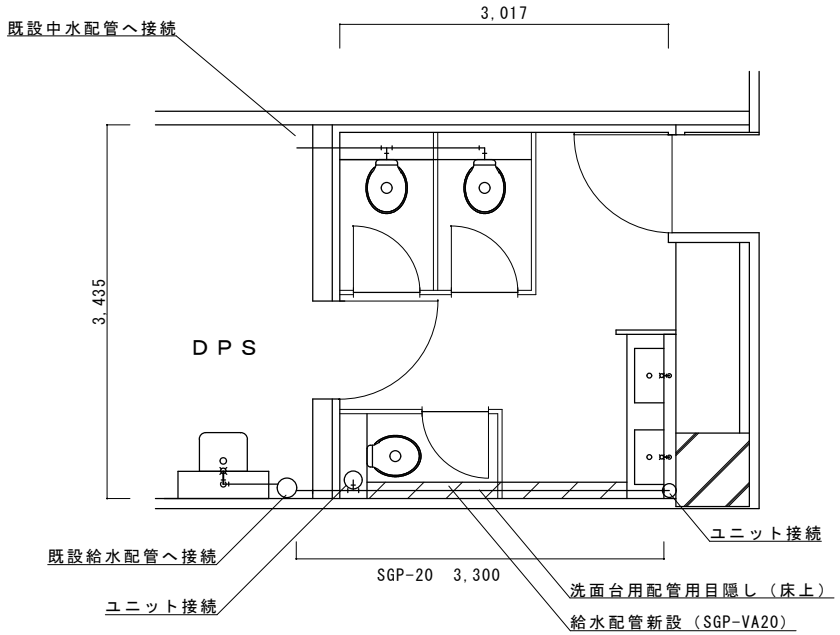
Ａ棟１６階（西）、１７階（西）女子トイレ
改修雑排水配管平面図

「工事関係者以外不許複製」

業務科長	施設班長	係　長	担当者	件　名	庁舎A棟衛生器具等改修工事	図番	10/12
			梶山	航空中央業務隊　業務科　施設班		年　月	令和8年10月



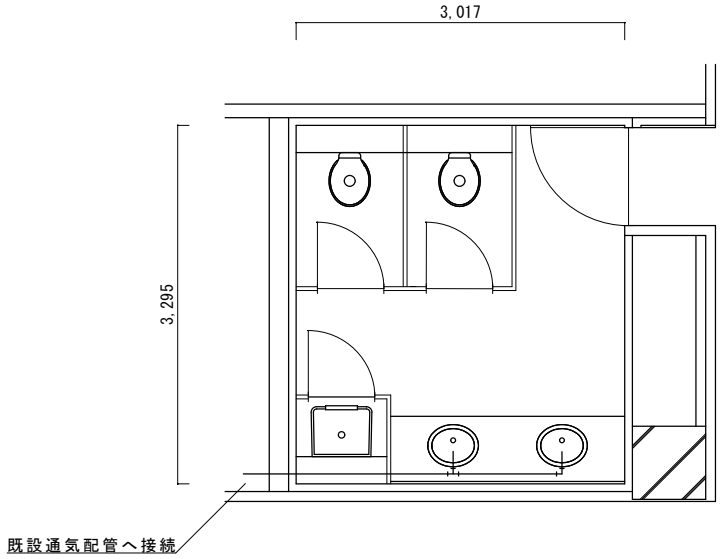
Ａ棟１６階（西）、１７階（西）女子トイレ
既設給水配管平面図



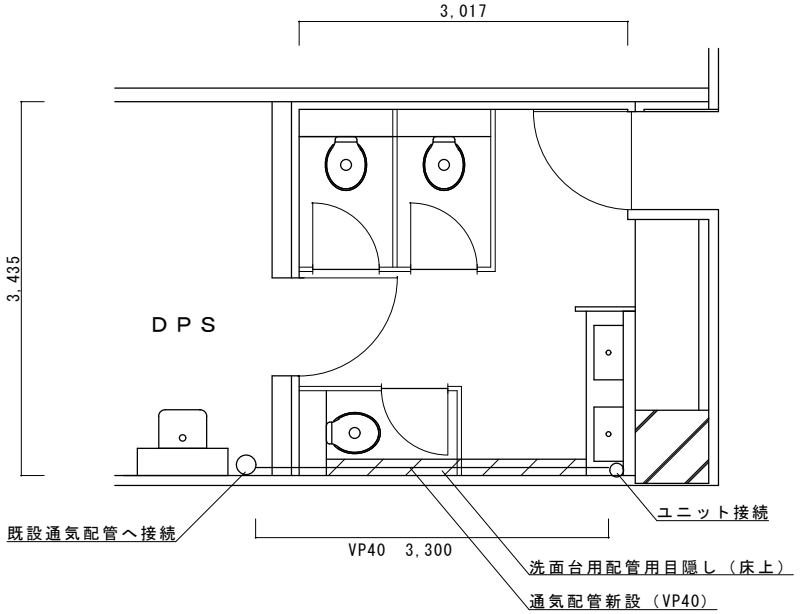
Ａ棟１６階（西）、１７階（西）女子トイレ
改修給水配管平面図

「工事関係者以外不許複製」

業務科長	施設班長	係　長	担当者	件　名	庁舎A棟衛生器具等改修工事	図番	11/12
			梶山	航空中央業務隊　業務科　施設班		年　月	令和8年10月



Ａ棟１６階（西）、１７階（西）女子トイレ
既設通気配管平面図



Ａ棟１６階（西）、１７階（西）女子トイレ
改修通気配管平面図

「工事関係者以外不許複製」

業務科長	施設班長	係　長	担当者	件　名	庁舎A棟衛生器具等改修工事	図番	12/12
			梶山	航空中央業務隊　業務科　施設班		年　月	令和8年10月